

移動等円滑化取組計画書

2020年6月25日

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺街道町
事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 敬章



高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社は沿線の溪谷美を求めて国内外から多数の観光客が訪れられるという、通勤通学輸送を担わない観光に特化した鉄道会社であり、高齢者、障がい者のみならずインバウンドのお客様も意識した対策が必要である。

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

今後、機関車、客車、駅設備の老朽化等の取替えが必要になってくるが、それに合わせて、計画的に点字ブロックをバリアフリー法に基づいた規格に変更していくなど、当法律の趣旨に則り中長期計画に施策を織り込みながら実施していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

お客様に安全迅速正確な情報を伝えるための設備強化が急務であり、翻訳機の購入、多言語型案内板等の設置、ホームページの改良等、情報の提供に努める。

また当法律の趣旨を理解しかつ指導のできる人物を選任し積極的に部外研修等に参加させ、社内で水平展開を図る仕組みを作る。

さらに全社員に高齢者、障がい者、インバウンドのお客様への旅客支援方法、情報提供、語学等の教育訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・点字ブロックの整備	・トロッコ嵯峨駅の警告ブロックの設置(2020年度)
・身体障がい者用トイレの整備	・トロッコ嵐山駅の障がい者用トイレのドア取っ手部分の増強 ・トロッコ亀岡駅の障がい者用トイレの呼び出しボタンの新設 (2020年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の増強	・ユニバーサルマナー研修を毎年複数名受講させ、総務部及び鉄道部運輸課の配置の増強を図る。(2020年度以降)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者手帳アプリの呈示による割引運賃の情報提供	・スマートフォン向けの障がい者手帳アプリの呈示により障がい者割引運賃を適用しているが、ルールが分かりにくいいため、HPで分かりやすく開示を行う。(2020年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客に関する社員を対象とした研修	・昨年度に引き続き、部外講師をお招きし、体の不自由なお客様のサポートを含めた総合的な研修の実施(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・「移動等円滑化取組プロジェクトチーム」を中心に推進していく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
サイネージ型案内板の設置	全てのお客様への案内手段として2020年度を目途にトロッコ嵯峨駅に設置を計画していたが、2021年度以降に変更	新型コロナウイルスによる投資計画変更

V その他計画に関連する事項

- ・次期中長期経営計画と連動させ毎年ブラッシュアップを行う。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。